

西尾市アダプトプログラム「まちの美化活動し隊」事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、身近な公共空間である道路、公園、河川等の公共施設（以下「公共施設」という。）の美化及び清掃について、市民がボランティアにより管理するアダプトプログラムの実施に関し必要な事項を定めることにより、環境美化に対する市民意識の高揚を図るとともに、市民との協働による健康で快適なまちづくりを推進することを目的とする。

(申込み)

第2条 「まちの美化活動し隊」事業に参加しようとする団体は、自ら管理しようとする公共施設の範囲を定め、市長に「まちの美化活動し隊」申込書（様式第1号）を提出するものとする。

2 「まちの美化活動し隊」事業に参加している団体がこれを辞退する場合は、市長に「まちの美化活動し隊」辞退届（様式第2号）を提出しなければならない。

(合意書の取り交わし等)

第3条 市長は、前条第1項の届出があった場合において、その内容を適当と認めるときは、当該団体と合意書（様式第3号）を取り交わすものとする。

2 前項の合意書を取り交わした団体は、適時、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) ボランティア保険に係る書類
- (2) 年間活動報告書（様式第4号）

(参加団体の役割)

第4条 参加団体が行う公共施設の美化及び清掃活動の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 管理する公共施設内の空き缶、吸殻等散乱ごみの収集及び除草
- (2) 情報の提供
- (3) その他市長が必要と認める活動

2 収集した空き缶等散乱ごみ及び草等は、分別をして参加団体が処分することを原則とするが、多量の場合や処理困難物等これにより難しい場合は、市長の指示する方法により廃棄するものとする。

(市の役割)

第5条 市長は、参加団体が行う活動に対し、次に掲げる事項を行うものとする。ただし、アダプトサインについては、管理区域内の公共施設に設置できる場合において、希望する団体に対し、設置するものとする。

(1) 次に掲げる清掃道具等の提供

ア 清掃に必要な道具類（ほうき、塵取り、鎌、軍手等）

イ ごみ袋

(2) 参加団体のボランティア保険への加入

(3) アダプトサインの設置

(4) その他活動に必要な事項

2 第3条の合意書において、参加団体が管理する公共施設の管理者が、西尾市以外の者であるときは、市長は、当該公共施設の管理者と協議し、事前にその承諾を得るものとする。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。